

公売公告兼見積価額公告

市税滞納処分のため下記により差押財産の公売をします。
 国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和 6年5月2日

福島市長 木幡 浩

公売財産、公売保証金及び見積価額	別紙のとおり		
公売の方法	インターネット公売による期間入札		
公売参加申込受付期間	令和6年5月31日午後1時00分から令和6年6月17日午後11時00分まで		
公売保証金提供期限	令和6年5月31日午後1時00分から令和6年6月19日まで		
入札期間	令和6年6月24日午後1時00分から令和6年7月1日午後1時00分まで		
公売の場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上 https://kankocho.jp		
最高価申込者決定日時	令和6年7月1日午後2時00分	最高価申込者決定場所	福島市財務部納税課
売却決定日時	令和6年7月22日午前10時00分	売却決定場所	福島市財務部納税課
買受代金納付期限	令和6年7月22日午後2時30分		
買受人についての資格その他要件	インターネットオークションサイト上に掲載する福島市インターネット公売ガイドラインのとおり		
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. この公売公告に違反した者、または国税徴収法第92条の規定に該当する者、及び同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。 2. 公売財産の入札又は、競り売りにかかる買受の申込をしようとする者(以下「入札者等」という。)は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。 3. 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければできません。 4. 入札は一度のみ可能です。一度行った入札は変更及び取り消しはできません。 5. 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認められるときは、公売を中止します。 6. 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行います。なお、最高価申込者決定時においては、KSI官公庁オークションのログイン IDに紐づく会員識別番号を最高価申込者氏名とみなします。 7. 最高価申込者の売却決定金額は落札価格となります。 8. 最高価額の入札者が複数あるときは、それらの者による追加入札を行います。追加入札該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で入札したものとみなします。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数いるときは、くじにより最高価申込者を決定します。 9. 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価格以上で、かつ最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込者制度の摘要があります(国税徴収法第104条の2)。ただし、次順位買受申込制度の適用は、入札時に申し出た者に限ります。 10. 売却決定後、公売財産に係る滞納金額の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。 11. 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときです。財産の引き渡しは代金納付時点の現況有姿により行います。 12. 市は公売財産について種類又は品質に関する瑕疵担保責任を負いません。 13. 公売財産の権利移転について登記(登録)を要するものは、登録免許税の額に相当する印紙、又は国庫金領収証書(登録免許税法第23条)を、別途交付する「所有権移転登記請求書」とともに上記買受代金納付期限(令和6年7月22日)までに提出してください。 		

<p>その他</p>	<p>14. 公売財産を滞納者等に保管されている場合は、福島市が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産の引渡を受けてください。この場合、上記売却決定通知書の交付により、福島市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。</p> <p>15. 次順位買受申込制度が適用された財産について、次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。</p> <p>16. 本件公売は国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札できません。詳細は、福島市のホームページ、もしくは福島市役所財務部納税課にて確認してください。</p> <p>17. 上記売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び売却代金の納付の期限が変更される場合があります。</p> <p>18. 買受人が買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、売却決定を取り消します。公売保証金がある場合、納付された公売保証金を没収し、返還しません。</p> <p>19. 公売公告の内容は、福島市役所財務部納税課で閲覧することができます。</p> <p>20. 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合により、公売を中止することがあります。</p> <p>21. 公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。</p> <p>22. 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、福島市は何ら責任を負いません。</p> <p>23. インターネット公売に参加するには、福島市が定める福島市インターネット公売ガイドラインの内容を承諾し、遵守していただく必要があります。</p>
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p>	<p>この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権または留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を福島市財務部納税課に申し出てください。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は福島市財務部納税課に用意してあります。</p>

公 売 財 産

(公売財産の名称、数量、性質、所在、公売財産上の賃借権等の権利の内容、公売保証金及び見積価額)

売却区分 番号	6-1	見積価額	8,800,000円
		公売保証金	880,000円

不動産の表示(不動産登記簿の表示による)

(土地の表示)

1. 所 在 福島県福島市宮町
地 番 19番10
地 目 宅地
地 積 170.71㎡

(土地の表示)

2. 所 在 福島県福島市宮町
地 番 19番13
地 目 宅地
地 積 66.95㎡

(土地の表示)

3. 所 在 福島県福島市宮町
地 番 19番14
地 目 宅地
地 積 1.63㎡

(土地の表示)

4. 所 在 福島県福島市宮町
地 番 19番15
地 目 宅地
地 積 4.15㎡

(主である建物の表示)

5. 所 在 福島県福島市宮町 19番地10
家屋番号 19番10
種 類 共同住宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床面積 1階 118.41㎡
2階 119.24㎡

(主である建物の表示)

6. 所 在 福島県福島市宮町 19番地13
家屋番号 19番13
種 類 共同居宅
構 造 木造セメントかわらぶき2階建
床面積 1階 39.56㎡
2階 39.56㎡



【住居表示】 福島県福島市宮町3番5号

不動産の概要

1. 公法上の規則等に関する事項

・都市計画区分	： 市街化区域	・用途地域	： 商業地域
・指定建蔽率	： 80%	・指定容積率	： 500%
・基準建蔽率	： 90%	・基準容積率	： 240%
・高度規制	： 無	・防火規制	： 有(準防火地域)
・日影規制	： 無	・敷地延長	： 無
・土地区画整理	： 無	・都市計画道路	： 無
・建築確認の可否	： 可		

2. 対象物件の状況に関する事項

【土地の状況】

- ・接面道路：西側幅員3.4m舗装公道（市道「市道宮町2号線」）
- ・地勢の状態等：平坦地
- ・地盤の状態等：普通

【建物の状況】

- ・建築年月
（建物A 家屋番号19番10）：共同住宅 1972年（昭和47年）9月30日新築
（建物B 家屋番号19番13）：共同住宅 1972年（昭和47年）9月30日新築
1979年（昭和54年）9月30日増築
- ・居住者なし
- ・築後44年～51年を経過しており、相応の老朽化が進行しているうえ、腐食や汚れ等の特段の物理的減価が見られるほか、規模や設計、様式等の旧式化・陳腐化が著しい。
- ・地上の建物を取壊し更地化のうえ、適切に整地して事業所用地、又は適切規模に分割して住宅用地としての使用が最有効使用と判定。
- ・対象不動産は「自用の建物及びその敷地」だが、建物の除去を最有効使用と判定し、当該敷地から建物の解体、除去、運搬等に必要経費を控除して価格を査定している。

3. 対象物件に関するその他の事項

- ・対象物件上には動産類が存在する。動産類の処理について現所有者に照会したが、令和6年4月26日現在、回答はない。
- ・アスベストの使用について、専門調査は行っていない。
- ・対象物件は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行う。

4. 最寄り駅 福島交通飯坂線「曾根田駅」

5. その他の事項

公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。